

定款の一部を変更する件

定款第15条ならびに第21条第2項の規定に基づき、定款の一部を以下のように変更することをお諮りします。

1. 変更箇所 定款第5条（法人の構成）第3項

2. 変更内容

（変更前） 3 この法人の代議員は、80名以上120名以下とする。

（変更後） 3 この法人の代議員は、60名以上100名以下とする。

3. 変更理由

会員数の減少に伴い代議員の立候補者も減少し、本総会終了後に任期が始まる第8期の代議員は89名しか選出されていない。異動や退会により任期中に代議員の最低数80名を下回るおそれがあるため、予め代議員の数を見直すことにしたい。

（参考情報）

（1）定款が制定された平成21年当時、代議員選挙への投票権を持つ正会員と特別会員の合計は1,599名であったが、本年3月末には990名になっている。

（2）現在就任頂いている第7期の代議員は、2年前の選挙直後は105名いたが、本年3月末には90名に減少している。